

ユーゴスラヴィアにおける「消費者と連合労働」プログラムとその歴史的背景

今 井 義 夫

The Program of "Potrošač i udruženi rad (Consumer and Associated Labour)" in Yugoslavia and Its Historical Background

Yoshio Imai

はじめに

西欧諸国で発達した協同組合運動は、今日ソ連をはじめとする東欧の社会主义諸国において、社会主义体制の重要な構成要素として独自の形で発展している¹⁾。筆者は、ここ十年来、協同組合思想史に关心をもち、その一環としてソ連、東欧諸国の協同組合運動について調査してきた。そのため、一昨年にはソ連、ポーランド、チェコスロヴァキアを訪れたが²⁾、今年一月から二月にかけて、ソ連のアルメニア共和国、およびルーマニア、ブルガリア、ユーゴスラヴィア、ハンガリーを訪れて、それぞれの国の消費組合を中心とする協同組合運動を視察し、その指導者たちと対談する機会をもった。

本報告では、そのうちユーゴスラヴィア（以下、ユーゴと略記する）における最近の新たな消費者運動、「Potrošač i udruženi rad（消費者と連合労働）」について、その歴史的背景（第1章）と運動の組織責任者による長期計画の解説（第2章）および、そのプログラムの一部（付録）の紹介を試みた。

ユーゴの協同組合運動は、歴史的には、中部ヨーロッパのオーストリアやチェコスロヴァキアの協同組合運動の影響をうけて、1870年代からスロヴェニア地方を中心に発達した。その後、複雑多難な道を経て、第二次世界大戦後の自ら管理社会主义体制下に改組される。その際「地域共同体」に吸收された消費組合運動は、今日新たな装いのもとに復活のきざしを見せている。日本でまだほとんど知られていない「消費者と連合労働」と称する長期計画がそれである。そのようなユーゴの協同組合運動の歴

史をたどり、現状を確かめることは、この国の社会運動の理念と現実を理解するためにも重要な作業であろう。

今回のソ連、東欧の協同組合運動の調査に当たっては、工学院大学の58年度海外研修費および特別研究費（個人）の助成を受けた。

〔注〕

- 1) 近く改訂出版予定の『協同組合事典』（川野重任編、「家の光」出版）に、筆者は「社会主义的協同組合思想の発展」および「社会主义的協同組合運動」の項を執筆しているので参照されたい。
- 2) 拙稿「ソ連・東欧における協同組合の現状と課題」『工学院大学研究論叢』第12号、1981、参照。
- 3) 文中の引用は、章末の文献に付した番号と、そのページ数を（ ）内に記す。例（①P. 150）。

1. ユーゴスラヴィアにおける協同組合運動の発展と自主管理社会主义体制への移行

ユーゴスラヴィアにおける協同組合運動の歴史は、南スラブの伝統的な家族共同体「ザドルガ」にさかのぼることができる。スラヴ民族の伝統的共同体は、古くからこの地域において人々の生活に根づいた制度であった。その点を重視する人には、ユーゴスラヴィア人は「生まれつきの協同組合員」なのである。（①P.265）しかし、近代的な協同組合運動は、スロヴェニアの法律家で自由党員のヨージェ・ヴォシュニャック（Jože Vošnjak）博士が、ボヘミアに旅行して信用組合のことを知り、帰国後、1868年にそのことを新聞に書いたのがはじまりであった。これとは別個に、医師のヴァレティン・ヤネジッチ（Valentin Janežič）が、ボヘミアで、チェコの信用組合を知り、1872年にカリンシアの地方政府から、スターリ・ヤコブ・ヴ・ロジュニ・ドリーニ（St. Jakob v Rožni Dolini）での信用組合開設の許可を得ている（①P.87—88）。セルビアが1878年にトルコの支配から独立した後に、その王国内に1890年代に協同組合が設立されて以来運動は本格化した。セルビアには1914年までに約1200の組合がつくられていた。その内訳は、信用組合800、配給（消費）組合200、機械組合154、生命保険組合40、ワイン組合8、その他で、これら組合の中央銀行もできていた。そして、1897年にはそれらの中央連合会が設立された。

ユーゴは多民族国家であり、宗教的にも多様である。セルビア以外の地域の協同組合には、宗教的、政治的影響が強い。ハンガリーの支配下にあったクロアチアでは、政府の財政的支援もうけ、クロアチア人とセルビア人による組合が創られたが、それ

らは主としてギリシャ正教かローマン・カトリックの牧師たちの指導をうけていたといふ。ボスニアとヘルツェゴヴィナにもセルビア人とクロアチア人の民族的な協同組合があった。スロヴェニアでは協同組合は教会系のものと、非教会系のものとが別々の組織に別れていた。モンテネグロには協同組合運動はなかった。それぞれの地域には、各地の支部のための協同組合中央連合があった。しかし、1920年までのユーゴの協同組合の総数などは明らかでない。

マルクス主義者たちによる協同組合運動は、はじめ炭坑町（1897年ザゴルリェー、1898年イドゥリヤ、1904年トルボヴリュ）や工業中心地に創られた。そのうち1909年にイュセニツェにつくられた消費組合は、その後、スロヴェニア全土を蔽うほどに発展した。1905年には社会主義者のクリスタン（Kristan）が最初のレース製造組合をイドゥリヤに創設した。1908年に組織された労働者印刷組合は、社会主義に関する出版活動に貢献した。労働者の消費組合は、1920年になってはじめてその連合組合を結成した。1937年には、連合は106の組合（そのうちスロヴェニアには45組合）をもつにいたった。

第一次世界大戦の終了時に新たにユーゴスラヴィア（南スラヴ王国）が建設されると、協同組合運動の目的は、民族独立の達成という政治的なものから、主として住民の経済生活および文化生活の向上のための運動に変わった。組合運動の統合の動きは、1919年にはじまり、ユーゴスラヴィア王国の「協同組合総連合」が創られている。その3年後の1922年には、この総連合に加入している組合数は全体の96.8%，組合員数の94.5%に達したといふ。（①P.266）

ユーゴの協同組合の種類とその組合数は、1927年、1931年、1933年の各年毎に見ると第一表の通りである。

1930年代の不況の下でユーゴの協同組合の数および組合の種類はめざましく増加しており、政府もその経済的、社会的意義を認めて、これに法律的な裏づけを与えるべく立法が企画された。しかし、それが実際に法制化されたのは、1937年になってからである。1930年6月には、政府と農協、倉庫組合との合同で、農産物輸出特許会社が設立され、その重役会議の18人のメンバー中、6人が農協の代表者によって占められた。

もともとユーゴは後進的な農業国であり、1936年の農業従業者は全就業人口の77%，工業従業者は10.7%にすぎない。しかも、工業従業者もほとんど地方出身者で農村とのつながりを保っている人々であり、協同組合運動も農村地区を地盤にして発展していた。いわゆる配給共同組合（消費組合）もまた例外ではなかった。とはいえ、それ

第1表 ユーゴスラヴィアの協同組合数（1929～1933年）

| 協同組合のタイプ | 年度 | 1927 | 1931 | 1933 |
|------------------------------|----|-------|-------|--------|
| 信 用 組 合 | | 2,459 | 4,407 | 4,624 |
| 配 給 (消 費) 組 合 | | 1,105 | 1,217 | 1,566 |
| 電 力 組 合 | | 43 | 51 | ② |
| 住 宅 建 築 組 合 | | 48 | 89 | 88 |
| 地 方 健 康・衛 生 組 合 | | 30 | 84 | 88 |
| 手 工 業 組 合 | | 38 | 93 | 116 |
| 漁 業 組 合 | | 37 | 43 | 58 |
| 農 業 協 同 コ ミ ュ ニ テ ィ ー | | 123 | 536 | 470 |
| 農 業 生 産・加 工 お よ び 市 場 組 合 | | 216 | 697 | 936 |
| 農 業 サ ー ビ ス 組 合 | | 37 | 60 | ② |
| そ の 他 ③ | | 129 | 206 | 281 |
| 合 計 | | 4,265 | 7,483 | ①8,227 |

注 ①地方連合に加入していない約200の独立の協同組合を含ます。

②その他に含める。③地域連合および経理連合を含む。

出典 F. E. Parker & H. I. Cowan of the Bureau of Labor Statistics. "Cooperative Associations in Europe and Their Possibilities for Post-War Reconstruction" Washington, 1944 p. 267.

らの消費組合の本部は、主として大きな町や都市におかれており、消費組合運動は都市部において著しく発達した。とりわけ、消費組合運動は、鉄道労働者の間で盛んであった。彼らの消費組合運動は単に経済的な面だけではなく、組合員の休養施設を山岳地帯に購入するなど、文化的な面に及んでいた。注目すべき運動のひとつは、医療協同組合の活動で無医者村への治療活動などで大きな成果をあげた。

以上のようなユーゴの協同組合運動にとって、1932年の経済不況とその下での政府の緊縮政策は、厳しい試練であった。しかし、それよりもはるかに大きな打撃は、1941年4月のナチス・ドイツ軍のユーゴ侵略と占領であった。協同組合運動を敵視したドイツ軍の禁止特令と国土の分割によって、この年の末までにユーゴの協同組合運動は壊滅した。スロヴェニアはドイツ、イタリア、ハンガリーの間で分割された。セルビアはそれら三国とブルガリアによって分割され、クロアチアの各地はイタリアとハンガリーに帰属させられ、残りの地域に傀儡国家がつくられた。さらにその一部はイタリアの占領下におかれた。各地の協同組合は閉鎖され、その財産は没収された。しかし、これらの協同組合運動への弾圧は、結果的にユーゴの生産を著しく低下さ

せ、流通を混乱させた。占領軍も改めて協同組合の効用と必要を認めて、2年半後には、部分的に農協や消費組合の復活を許可している。セルビアでは、1943年に傀儡政府によって農協を主とする協同組合の再建が試みられ、旧組合指導者が動員された。

1945年、チトーのひきいるパルチザンによってユーゴ全土がナチス・ドイツから解放され、それにつづく「ユーゴスラヴィア連邦人民共和国」の成立は、ユーゴに新時代をもたらした。全国の各種の企業が国有化された。協同組合運動にとっても、それは新たな発足を意味していた。解放の直後、政府はユーゴの社会主義化の方途としてソ連の経験をとり入れた産業の国営化や農業集団化政策を強行した。それはユーゴの社会主義化の第一段階であった[注1]。しかし、このソ連式の中央集権的な社会主義化路線は、ユーゴの国民生活になじまなかった。1948年にチトーの独自な路線にたいするコミニフォルムの批判がもとで、ユーゴはソ連との対立関係に入り、それに伴って、従来のソ連式社会主義化路線も破棄された。以後ユーゴの社会主義化はいわゆる自主管理という独自の方式をもとに展開され、協同組合運動もその一環として改組された。

1949年末からの自主管理的社会主义への移行は、ユーゴにとって革命の第二段階であったといわれる。それは、革命の最初の段階で実施された、社会主义的国有化を中心とする政策の転換を意味する。すなわち官僚主義的中央集権、国家的独占など、いわゆるスターリン主義的なイデオロギーからの離脱であり、経済の脱国家主義化と非中央集権化の路線であった。新たな社会主义体制の原理は、労働者による自主管理であり、現体制の基礎は連合労働基礎組織(OOUR)である[注2]。それは私企業をふくめた企業の経営において労働者のイニシアチブによる自主管理を認めたものであった。国有化後のこのような体制への移行は、社会主義化の後退と見られるがちであるが、中央集権的システムにおけるテクノクラート=管理者の独占を排して、職場の労働者の自主管理への道をひらくという積極的意味を持っている。さらに、この分権化は多民族国家のユーゴにとって、中央集権的計画経済がもたらす民族間の社会的資本の不公正な分配を防止するという利点をもっていた。

このような労働者の自主管理体制は、政府や共産党の指令による「上から」の改革によって造成されたのではない。スターリン主義との対決の期間に、ユーゴの労働者自身によって自発的に形成された「労働者評議会」を基盤として発展し、全国的な組織に成長していったのである。政府や党は、この自主管理体制の拡がりに伴って、従来の指導し、命令する機関から、むしろ、説得と協力の機関に変質していった。このようなユーゴの換転が、1956年のソ連におけるフルシチョフのスターリン批判とそれ

につづくソ連や東欧における非スターリン化運動の展開以前にすすめられたことは、とくに注目に値する。ユーゴの先例は、東欧諸国の改革運動に大きな影響を与えたからである。フルシチョフは、政権を握るとまず、ベオグラードを訪れて、チトー・ユーゴスラヴィア共産主義者同盟の指導者たちと和解を試みている。チトーの路線は、この段階でついにソ連によって認知されたといえる。そして、国内的にも1963年と74年の憲法改正につづき、1976年には連合労働法を制定して、法的にも自主管理体制が完成したのである。

ユーゴの社会主義体制を支えている基礎的な組織としては、上記の連合労働基礎組織以外に、地域の居住者たちを単位とした地域の自治組織「地域共同体」が近年とくに重要視されている。この組織は地域の公共事業、児童施設、社会福祉、教育、文化、消費者保護、環境保全、防衛、防災等に関して住民の自治機関である。その単位は、地域によって5,000人から15,000人を擁して、各「地域共同体」には、評議会が設けられている。その活動は、次章のユーゴスラヴィア地域共同体開発会議議長の説明にも示されているように、自主管理体制の支柱のひとつを成しているのである。その運動の内容には、従来の消費組合や医療組合の社会的役割に通ずるものがある。事実、最近のユーゴにおける消費生活の重要性の再認識のなかで、一時解消していた消費組合活動を復活する必要が認められている(付録、23参照)。しかし、それもあくまで消費の独り歩きでなく、生産活動との結合を目指した運動として考えられている。そのため本報告で紹介する「消費者と連合労働」プログラムが作成されたのである。

〔注〕

- 1) ユーゴの農業は、解放直後の農地改革(1945年8月28日)によって、ソ連の経験を見習った集団化が試みられた。まず、村民労働協同組合の設立が指導された。この改革の結果、従来の地主経営が消滅し、農業協同組合経営の農場や国営の社会主義的農場経営も生まれた。しかし、結果的には、個人農家の中農化が促進され、その割合は依然高く、ソ連はじめ、他の社会主义国からの批判をうけることになった。1950年には、いわゆる社会主義農業といわれる協同組合の農地は、全体の約22%、個人農は78%であった。当時、政府は工業化への投資に精一杯で、農業振興に資金がふり向けられなかったことも集団化を妨げた。ソ連式の集団化政策(土地国有→農業集団化→工業化)は、1953年に行き詰まり、放棄された。その後、ユーゴ的な農業政策を編み出すための苦しい模索がつづいた。基本的には、労働者の自主管理にもとづいた社会化農場の実現が目標であるが、そのためには、農業協同組合の育成などの段階を徐々に経てゆくものと考えられている。

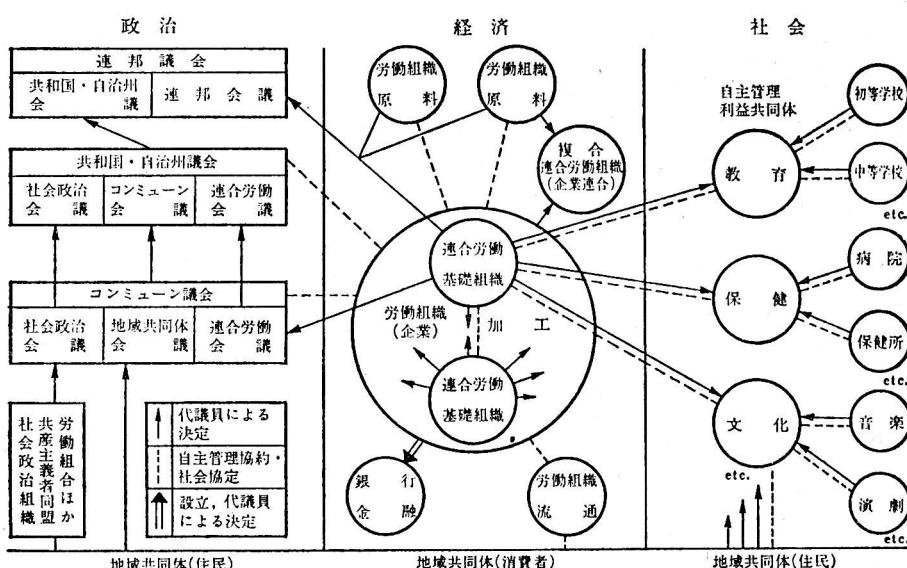
因みに、1980年のユーゴの個人農は、約250万戸、全耕地の85%を占める。ただし、個人農の私有地は、各戸25エーカー以下に限られている。また、全国の就業人口のうちの43%が個

人セクターに雇われているが、農業関係者はそのうち39%を占めている（② P.126）。これらの個人農は、その多くが、西欧式の農協を結成して、農耕や販売の面での協同作業を行っているが、さらに進んで「基礎組織」をつくっている場合もあるという（④ P.155）。

農業以外の産業分野でも、ユーゴでは私的セクターは、大きな部分を占めており、1978年11月の資料では、スロヴェニアにおいて、その就業人員は42,500人（スロヴェニアの全労働人口の約6%）に及ぶという（② P.127）。ユーゴの自主管理社会主義体制はそのような、他の社会主义国に見られない規模での混合経済的基礎の上に築かれているのである。

2) ユーゴスラヴィアの自主管理制度——決定のシステム

〔第二表〕 ユーゴスラヴィアの自主管理制度——決定のシステム



(出典) カルデリ著、山崎洋・那美子訳『自主管理社会主義と非同盟』大月書店、1978年、P.236.

参考文献

- 1) F. E. Parker & H. I. Cowan of the Bureau of Labour Statistics, *Cooperative Association in Europe and Their Possibilities for Post-War Reconstruction*. Washington, USA, 1944.
- 2) Aloysius Balawyder ed., *Cooperative Movements in Eastern Europe*, Colorado, USA, 1980.
- 3) D. Wilson; *Tito's Yugoslavia*, Cambridge U. P., 1979.
- 4) W. S. Vucinich ed., *At the Bank of War and Peace; The Tito-Stalin Split in a Historic Perspective*, (War and Society in East Central Europe, Vol. X) New York, 1982.
- 5) 島津猛著『東欧入門』新読書社, 1967.
- 6) カルデリ著、山崎洋・那美子訳『自主管理社会主義と非同盟』大月書店, 1978.
- 7) 梅本浩志『ベオグラードの夏—ユーゴ自主管理の歴史と現実—』社会評論社, 1979.
- 8) ズボンコ・シタウプリンゲル著、岡崎慶興訳『チトー独自の道』サイマル出版会, 1980.

9) 岩田昌征編『ソ連・東欧経済事情』1983. 有斐閣新書.

2. 自主管理体制下の「消費者と連合運動」の創設をめぐって

——ユーゴスラヴィア地域共同体開発会議議長へのインタビュー——

ユーゴの自主管理体制のなかで、従来の消費組合はどのような組織に改組されて存続しているのであろうか。そのような疑問を正すべく、筆者は1984年1月末にベオグラードを訪れた。幸い、長年にわたり現地に滞在して日本とユーゴの文化交流のために活躍しておられる山崎洋氏の仲介と通訳で、ユーゴスラヴィア地域共同体開発会議本部を訪れ(1984年1月26日)，同会議議長モムチロ・ミロヴァノヴィッチ氏(Mr. Momčilo Milovanović)および同書記のミライム・フェイジー氏(Mr. Milajm Feiži)と対談することができた。この席上、同議長および書記からユーゴにおいて同会議を中心として目下進行中の新たな消費者のための組織計画についてうかがった。この組織こそが、従来の自主管理体制の中で重要視されなかった消費者の要求を吸収し、彼らの意向を生産者の側に反映させて、国民の消費生活の向上をはかるための最初の全国組織となるべきものであった。

この章では、当日の対談を通じて知り得た新組織「消費者と連合労働」の目的とその考え方について報告する。その席上、議長から示された同組織の綱領ともいべきプログラムについては、その一部をユーゴスラヴィア史研究家・越村勲氏の助力を得て、付録として章末に付することができた。

ユーゴのこの組織は、同議長も言われるよう、消費者を生産者と切り離して別個のものとする考えには立たず、消費者であり、また同時に生産者でもある人間の二面性の統合をはかるという考えから創られた独特的組織である。そのため、他の国々における消費者運動とか消費組合運動とは、いささか趣旨を異にする。しかし、それが、人間生活のうちの生産活動に対する消費活動の意義の再認識から生まれ、旧来の消費組合が担っている活動側面をより効果的に生産面につなげてゆこうというものであることは確かである。

先ず、地域共同体開発会議について。この組織は、ユーゴの自主管理体制下の二つの基礎的細胞——連合労働基礎組織(OOUR)と地域共同体——の後者に属する組織で、居住地における勤労者の自主管理の発展を課題としている。居住地における共同の利害に係る色々な問題の解決をしてゆくうえでの自主管理を行うという目的のために、具体的には、居住区の清掃、緑地化とかコミュニーンの行う公益事業も入る。医



ユーゴスラボイア地域共同体開発会議本部（ペオグラード）にて

ミロヴァノヴィッチ議長（中央）

フェイジー書記（左）

山崎洋氏（右）

〔注〕 ミロヴァノヴィッチ議長は、チトーのパルチザン部隊に参加した老戦士であり、戦後は、ニーシュ市の市議会議長、ニーシュ地方の地方安員会安員長、セルビヤ政府の役員、セルビア議会の社会政治会議の議長を歴任した。憲法裁判所の判事を務めたこともあり、また自主管理社会弁護人という職にもあった。目下、地域共同体開発会議の議長として「消費者と連合労働」プログラム作成の中心人物である。

山崎洋氏は長くユーゴに留学し、ユーゴに関する研究や翻訳が多い。日本におけるユーゴ紹介の権威である。

療、教育、文化、児童福祉、老人福祉、社会福祉、環境問題、国防、それから治安、民間防衛、そして消費者の利益保護などに及ぶ活動をしており、その内容は憲法によって規定されているとのことであった。

この地域共同体は、名称の通り地域の集落、居住地を基礎にしており、大きな地域では、共同体のなかでさらに二つ、三つにわかれている。憲法の規定では、勤労者が直接に関心のある問題を決めてゆく場とされており、同時に議員団および代議員を選出して、それを介してコムユーンから連邦までの各級議会で全般的な問題が決定されるのに参加する基礎単位にもなっている。また、自主管理共同体における決定にも代

議員および代議員団を介して参加する。これに対して、前者の連合労働基礎組織とは、むしろ生産にかかわる職場単位の組織で、勤労者はそこで生産手段を管理し、何をどれだけ生産するかを決定したり、収益（所得）を自由に処分することができるものである。この組織からも、代議員団および代議員を介して、各級議会での問題の解決に参与している。〔第2表参照〕

議長は、この二つの組織——居住地と職場——における自主管理が、ユーゴの社会主義的自主管理的民主主義の本質であり、彼らの政治的表現によれば、プロレタリア執権の特殊形態であるという。さらに、自主管理思想の本質について、それはレーニンの思想にもとづくもので、全ての個人が料理人にいたるまで社会問題の解決に当たり、また権力の行使に参加するという思想であるという。しかし、自主管理というものは自然発生的なプロセスとして実現することはできないものである。自主管理が成果をあげ、個々人の利益を実現するためには、社会政治勢力といわれるものやその他の主体的な要因、具体的には地域や職場の党組織などが、勤労者に絶えず働きかけていることが必要である。そのことは、実践的に証明されていると議長は強調した。すなわち、そうした主体勢力が人々を結集して実質的な生活問題解決にとり組んでいくことで、成果が決まるのである。地域共同体をみるとそのことが特徴的にあらわれている。さらに、具体的には、地域の社会主義同盟、共産主義同盟、解放戦士同盟等の組織が、活発に動いて人々を動員しているところでは、すばらしい成果をあげているが、逆にそうした主体勢力の動きがぶいところでは、殆んど成果があらわれていないのが実状である。

ユーゴの自主管理的地域共同体が果してきた大きな社会的、文化的役割についての理解を容易にするために、議長は次のような説明を試みている。即ち、ユーゴはひどい後進国であり、工業は極めて未発達だったし、農業は原始的なものであった。交通もコミュニケーションは殆んど発達しておらず、教育、医療といった産業の基盤になる部分も全く未発達だった。しかし、革命とりわけ勤労者市民の居住の場における自主管理というものが、ユーゴを工業中進国といわれるまでに発達させるのに大いに役立った。いまではほとんどの農村が電化されたし、舗装道路で結ばれていない村というのも数少なくなった。学校網も整備されたし、医療についても同じことが言える。上水道もほとんどの村にひかれるようになった。そして、人々が泥の中に住んでいて世界や文化から切り離された生活をするという状態がなくなった。地域共同体の制度が導入されて以来の二十数年間のこれらの成果は、従来ならば幾世紀もかかるものであった。そして、これら文化、教育、医療、あるいは公益事業、道路、交通の問題

は、ほとんどが、いわゆる自主納付金によってまかなわれてきたという。

住民たちが地域開発のために醸出する自主納付金とは、いかなるものであろうか。議長によると、地域共同体では、人々は当面する問題の解決のために集まり、討議して、最初に解決しなければならない問題をその席上で決め、そのために個人所得あるいは農家所得の何パーセントを納付金として自主的に出しあうかを決める制度である。その場合、コミュニーンのレベルで決められている資金の援助もあてにできるし、また連合労働基礎組織やその連合体である労働基礎組織と協同して地域の問題の解決にあたる例も少なくない。特にその地域共同体に本社があるような企業は、連合労働基礎組織あるいは労働基礎組織の協力がよく見られる。もちろん本社がそこになくとも、従業員がその地域に多く住んでいる企業は、地域の問題解決に協力する。たとえば、地域共同体の組織が、自主管理協約を結んで、資金をプールすることになる。しかし、現状ではまだ企業が地域に充分に門戸を開いているという状態ではないそうで、「工場の扉はかなり高い」という。その理由として議長は両者の共通の利益ということがまだ充分理解されていない点をあげていた。また、現在ユーゴの経済界の直面している大きな経済的困難のために企業が地域問題に投資する余裕をもてないでいる状況も指摘された。

企業と地域の自主管理組織が環境汚染問題などで対立することはないかという質問には、議長はそのような事実もあると率直に認めている。そして、そのような場合の解決は、政治的解決であり、相互に論拠を出し合い、議論を深め、産業と地域住民との長期的利害をふまえた解決をさぐることになるという。それでも解決し得ない時には裁判沙汰にすることも可能である。

このような自主管理社会主義のもとでの地域共同体の制度は、ユーゴ独得だが、その機能は他の国々での協同組合の機能に通ずるもののが含まれている。とくに戦前からユーゴで発達していた各種協同組合との伝承関係があるのでなかろうか。そのような戦前からの協同組合運動との歴史的つながりについて質問すると、議長は自らが協同組合運動の盛んなセルビアの出身者であると答えていた。そして、セルビアでの協同組合運動の歴史とのつながりを次のように語ってくれた。戦前のセルビアの協同組合運動は、まず農業関係の生産者の協同組合（例えば、ぶどう酒協同組合）で、一般に農業協同組合が多くあった。これらは、ひとつには資本主義的な収奪に対抗してつくられた組織であり、さらに農業生産の振興を計るという目的があった。第二次世界大戦後は、農民の協同組合は発展したり、停滞したりのくり返しであった。議長は、自らが農業協同組合の専門家ではないことわりながらも、そのような発展と停滞のく

り返しの原因について、当初集団的大規模経営という方式を構想していたために、狭い地域の農民の利害としばしば遊離してしまったためであると答えていた。それは大規模な社会化農場が当初建設されたが、それに強引に農業協同組合を押し込もうとして失敗したということである。即ち農業コンビナートの組織化の挫折である。それ故に戦後のユーゴが採用したソ連式の大規模集団農場化の試みについては、議長は充分に成功したとは言えないと認めた。同時に、「現在われわれは、全ての地域共同体に農協あるいはその農業コンビナートの一部としての共同組織をつくることをスローガンにしています。そしてようやく本質的に正しい道に到達したと考えています」と語っている。ソ連式の大集団化は破綻したにせよ、個人農として分散した小規模な私的農業経営をゆるやかな農業協同組合化してゆくユーゴの現在の政策方針がうかがえた。議長はこの構想の実現には今後さらに多くの努力と時間がかかることを認めていた。

さて、次に消費組合運動についてであるが、この点でもユーゴの独得の方式が示された。問題の説明にあたって議長ははじめに「われわれは、消費者というものが別個の社会組織でなければならないとは考えていない」旨を強調した。ユーゴでは憲法の規定によって、地域住民はその社会主義体制の中で地域共同体が占める地位を基礎として消費者集会を形成することができるし、そこで消費者としての必要や利益を満足するための議論が充分になされ得ることが前提となっている。そして、この消費者としての住民の集会の出向機関として消費者評議会（サヴェズ・ポトロシャーチャ）が設けられている。この評議会が、実務の面で地域に商品を供給している連合労働組織、例えば製パン工場、肉屋、売店などの商業組織と実務で協力し合ってゆくのである。また、一方では、教育、医療、文化、公益事業の問題に関して、各分野の代表と協同して、その分野の発展についての問題やサービスの質、量、料金などを決めてゆく。（消費者活動ではとりわけ婦人代表の割が多い。それは、日常、買物の機会が多く、品種、品質、量目のごまかしなどの不正に気づくのも婦人の方が早いからだという）。このような消費者評議会以外にもある種の社会的団体は、その設立目的からして消費者たちの利益を守る役割を果している。例えば、自動車協会の運転手たちは、その組織を通じて、ガソリン価格や自動車の価格さらに道路税を決める場合などに専門的に影響できる立場にある。また児童保育の組織の場合をみると、たとえば子どものための商品には、価格も含めて影響できる専門的立場にある。

議長は、今後の基本的な問題として生産者と消費者とをどう結合するかということ、すなわち何を生産するかを決める時に消費者がもっと重要な要員になるために何

をなすべきかという問題、および価格形成問題などをあげた。さらに、消費者が消費している製品の作り手である連合労働組織の所得に参加することもあるべきだと考えているという。言いかえれば消費者が企業所得の分配に参与するということである。そして、その実現こそが、チトーがかって第11回の党大会で述べた「われわれのなしていることは、全ての人間のためになされねばならないことである」という思想の具体化であるという。

しかし、議長のこの構想は、あくまで原則であり、遠い将来についての抱負である。現実には彼自身が認めているように、ユーゴの自主管理体制下での消費生活の意義の認識とそのための組織的解決はおくれている。そして、その反省に立って、消費組合の再建をふくめた消費者のための全国組織「消費者と連合労働」組織のプランが昨年になってようやくつくられたところであった。そのような経過について議長の説明を次に再録しよう。

議長は、まず「われわれは、社会における消費者の地位と役割の問題について考え始めるのが非常に遅かった」と認めた。彼が述べたような消費者の地位に関する評価や社会的見解というものは、ようやく1974年の憲法に登場し、1976年の連合労働法には、もう少し詳しい規定が設けられた。しかし、その内容については、いずれも反対すべき理由はないのだが、現実には何も行われていないというのが現実だという。

ようやく昨年（1983年）に、オシェク市で、消費をめぐるシンポジウムが開かれ、そこには産業界代表として経済会議所、労働組合、社会主義同盟、協同組合同盟（農協）、地域共同会議が参加した。そこで別紙付録のような長期行動計画「消費者と連合労働（ポトロシャーチ・イ・ウドルジェーニ・ラード）」がつくられた。これには、実務家たちだけでなく、ベオグラード大学やオシェク大学の経済学の専門家や研究所の科学者たちも参加した。このプログラムの作成には連邦政府の経済市場省、連邦計画庁といった機関も参加させることができたという。議長は、この画期的な試みは、組織的な形として消費者の問題の取り組みがようやく開始されたことを意味すると自認していた。計画は実行の第一歩という意味であろう。

議長は、このプログラムの中で、消費者にとって何が重要な問題かが明確に定式化されているという。連合労働の側から見た場合の消費者との協力のもたらす利益とはなにか、消費者と連合労働との間の自主管理協約を結び、どういう問題を規制すべきかなど、盛り沢山のテーマについて討議を深め、自主管理社会における消費者の地位と役割について新しい道を開いていくところであるという。

従来ユーゴの消費者の地位と役割について、議長はそれが不満足なものであったこ

とを強調し、特に個々の具体的問題についての解決が遅々としていたことが非常に不満であったという。彼によれば、消費者の利益に係わる問題を解決してゆくことが同時に合理的消費経済、合理的投資活動、労働生産性の向上や品質の向上といったものの解決につながるのである。そして、そのことにより、人格分裂問題も克服できるという。この人格分裂問題とは、議長自らの説明によれば、同一人格が職場では品質の悪い製品を高い価格で売ることに関心をもち、居住地域では消費者として全く別の行動をとるという人格の二分化、または分裂を意味するのだという。この新たな組織で品質の良いものを作ることが、利益があるということを理解させていくことができると思う、とも言い添えていた。

このプランの目的はなかなか遠大であり、社会主義者獨得の理論づけがなされていて興味深くもある。これらの点について、議長の説明の後、書記から補足的な説明があった。その要旨は次の通りである。

地域共同体の枠内で組織されている消費者評議会、または消費者会議といわれるものは、地域共同体の中での勤労者、消費者の地位を考える時には、それは単なる基礎組織であるだけでなく、利益共同体であり、複数組織の併存であって、一種の拡大された家族のようなものである。そうした立場から、消費者の利益を考えると、消費者の役割を生産過程に向けて生産の一部とすることが重要だと考えられている。それによって、この社会で現われる二重人格的な矛盾の解決に当たっている。これまでユーゴでは、消費者と生産側、商業側との調整は自主管理協約という方法がとられていて。消費者コーデクスとも呼ばれるこの協定の中では、消費者、生産者、商業者の権利義務が規定され、調整されている。このような消費者と生産者との間の調整方法はあったが、今回のプログラムは、それをさらに向上強化させるものである。

わが国（ユーゴ）社会の消費者も、その性格から、世界の消費者と本質的には同じものをもっていると思う。それは生産者としては高く売り、消費者としては安く買うことを願う傾向である。それは二律背反であり、相互が分裂している時には調整困難となる。われわれが目ざしているのは、その分裂を自主管理地域共同体を基礎にして調整することである。

以上の二人の説明によって消費者問題へのユーゴスラヴィアに獨得な対応の仕方やその思想が幾分明らかにされたと思う。その内容は、「消費者と連合労働」のプログラムを見るならば、一層明らかである。とくに訳出したⅡ、活動上の諸課題の「21、消費協同組合の再建のためのイニシアティヴ」では、それが自主管理社会主義体制下で解散したかに見える消費組合の復活、再建への呼びかけとなっている点が注目され

る。そこには消費組合の役割や意義についての再評価が見られるのである。それは、国民の消費生活の意義が重視されてきたというユーゴの国内状況だけではなく、近年 I C A (国際協同組合連盟)に象徴される、世界各国の消費組合の国際的連帯運動のたかまりにユーゴも対応しなければならないという認識がうかがわれた。ユーゴは10年程前までは世界消費者協会(ハーグ)との交流をもち、1973~74年にかけて、世界消費者協会の代表がユーゴを訪れたという。しかし、チトーの死後ここ3~4年は、国内問題の解決に関心が集中し、この面でも国際交流は沈滞していたのである。

今回の対談で議長と書記は、日本の生活協同組合運動の実状について強い関心を示し、情報の交換をはじめとする相互交流を希望していた。議長は目下のユーゴの経済危機が克服された暁には日本の協同組合代表との話し合いが可能となるだろうと言う。そして、「消費者と連合労働」プログラムもその実現への一歩を進めるであろうと語り、日本生協連会長、中林貞男氏への友好のメッセージを筆者に依頼された。

〔写真〕

『消費者と連合労働』のプログラムをめぐるシンポジウム（1983年、オシエク市）の公報表紙

Poseban prilog lista »Mjesna zajednica« BROJ 18 APRIL – TRAVANJ 1983.

POTROŠAČ i udruženi rad

priručnik za organizovano delovanje potrošača i korisnika usluga u mesnim zajednicama i SIZ i unapređivanje saradnje i samoupravnog dogovaranja s udruženim radom

SAVEZNA KONFERENCIJA SSRNJ
Organizacioni odbor društvene akcije »Potrošač i udruženi rad«

**Okvirni program dugoročne društvene akcije
»Potrošač i udruženi rad«**

Zaključci jugoslovenskog radno-akcionog skupa »Ekonomski stabilizacija i ostvarivanje ustavne koncepcije organizovanog delovanja potrošača«

Strana 13 – Broj 4/83 – PRILOG »Potrošač i udruženi rad«

Mjesna zajednica



[付録]

「消費者と連合労働 (Potrošač i udruženi rad)」の基本プログラム (抄訳)

目 次

序 文

I. 活動の諸目的

社会・経済的および政治的制度における消費者の地位に関する憲法理念の実現。
消費者の社会化と社会的再生産の過程への消費者の参加。

II. 活動上の諸課題

1. 自主管理社会主義における消費者の組織的活動の理念。
2. 地域共同体の消費者評議会とコミュニケーション、およびさらに広範な地域におけるこれら評議会相互の調整機関の全国的ネットワークの建設。
3. SIZ¹⁾におけるサービス利用者会議の憲法およびその他の法律によって規定された役割の具体化。
4. 地域共同体におけるSIZの基本単位の設置と確認。
5. 自主管理制度化の計画化に対する地域共同体の組織された消費者およびSIZのサービス利用者の参加。
6. OOUR所得に対する消费者的参加。
7. OOURと組織された消费者的間の自主管理協約と社会協定の実効性の向上。
8. "Consumer Codex" の活動。(製品の品質の一定基準を守ること等、消費者への奉仕を誓約する企業のリスト)
9. 法規の実施と違反に対する制裁。
10. 消費者の犠牲の上に取得されたことにより、OOURから取り上げられる資金の目的と利用。
11. 製品やサービスの質的向上のためのOOUR労働者と消費者組織の共同活動。
12. 工業デザイン——生産——消費。
13. 農産物、食品の生産増大と安定供給の確保のための、生産者、商店および消費者組織の共同活動。
14. 物不足の状況下における消費者組織の活動の方向。
15. 健全で合理的かつ経済的な食糧供給のプログラム。
16. 食糧供給SIZの創設と活動。

17. 各オプチナ²⁾ および都市における食糧貯蔵。
18. 流通事業における「より大きな流通——より低い価格——より大きな企業所得」原則の導入。
19. 「市場開設都市」の輪を広げること。
20. 末端消費のための製品 (goods for final consumption) の輸入に対する消費者規制の実現と見本輸入商品の恒常的展示の実施。
21. 消費協同組合の再建のためのイニシアティヴ。
22. 「市民農園」の活動。
23. 勤労大衆の必要や、経済的可能性に旅行、宿泊サービスを適合させること。
24. 住宅建設における経済性と品質の改善と経費の引き下げ。
25. 家具の機能性や形状の改善とその生産経費および価格の引き下げ。
26. 子ども用の衣服と履物における機能性および衛生的および美的的観点における品質の改善と種類の増大さらに生産経費と価格の引き下げ。
27. 規模事業体と組織された消費者。
28. 各所の物価対策機関の活動への消費者およびサービス利用者としての勤労人民の参加。
29. 消費のための貯蓄。
30. OOUR——消費者間の紛争の裁判所以外における解決の一形態としての「合同消費仲裁委員会」の設置（経済会議所、都市議会、消費者組織からなる）。
31. 消費者教育と情報活動および消費者活動の養成。
32. 経済廣告と消費者。
33. 地方自治体の行政機関や専門的サービスに対する勤労人民および市民のサービス利用者としての権利の行使。

〔注〕

- 1) SIZ—「自主管理利益共同体」の略。ユーロにおいて、教育・文化・科学・保健・社会福祉などの社会的サービスの分野で、サービスの利用者と提供者によってつくられる共同体。通常コミュニケーション程度の比較的小さな行政区画のレベルで形成されるが、地域的調整の必要からより広い地域で連合してゆくことができる。
- 2) オプチナ=地域共同体の連合体。

I. 活動の諸目的

全国的な社会活動である「消費者と連合労働」の目的は、組織された消費者の憲法に規定された役割のより完全な実現に寄与すること、さらに消費者でありかつ生産者

である勤労人民の利益を自主管理的に調整することにある。そして、またそれは、経済安定化の長期プログラムの実施における前線にある社会主義同盟の努力の一部分を構成する。憲法や連合労働法、そして共産主義同盟と社会主義同盟、さらに労働組合同盟の諸決定（社会主義同盟については、その行動綱領——『社会的、経済的安定化のための闘争における社会主義同盟』）によって打ち出された見解や課題にもとづいて、この社会活動は、OOURの労働者と消費者が直接的かつ対等に協力し利益調整を行うことを通して、消費者が自主管理的な様式において自らの個人的な必要と共同の必要な充足について決定するための前提として、社会における消費者の所与の役割をより効果的に実現し今後も拡大していくことに寄与すべきである。

この領域（＝消費）の諸活動の強化は以下の事由からも不可欠である。即ち消費者への供給の際の事故、市場の地域的閉鎖（＝独占）や価格「凍結」そして特定商品の投機的な販売留保といった現象、さらに生産物やあらゆる種類のサービスの質の低下、商品とサービスの流通における消費者への侵害と被害、サービスのための修養の低下そして社会主義自主管理的道徳への背徳や職業倫理と善良な職業習慣に対する違反といった事態である。これらの結果は消費者としての勤労人民の状態の悪化となり、それは、このような問題の成功裡の解消について消費者自らの組織的活動によって貢献しようとする際の消费者的無力感という事態同様に、行政介入や配給券の要望の増大といった現象に反映しているのである。

以上から次のことを強調することは重要である。つまり、「消費者と連合労働」活動におけるイニシアティヴやプログラムにもとづいた課題は、社会主義自主管理の政治制度における消費者の憲法上の地位を実現すること、さらに、個々のOOURや地域共同体そして社会主義同盟の地域・コムユーン組織に始まる利益を共通のものとする諸課題における生産者と消費者のより密接な結合と共同参加の実現に方向づけられるものであることに他ならない。このことは、勤労人民と市民が労働者の生活水準やOOURの成功裡の事業活動は、生産物やサービスが経済性や品質からして必要な特長をそなえているときのみ、つまり全ての労働者＝消費者があたかも自分自身のために労働するように生産するときのみ保障されるものであると考える傾向の増大を示すものである。また、それは勤労人民の、生産者として、そして消費者としての二面的行動の漸次的廃止への道である。

——社会・経済的および政治制度における消費者の地位に関する憲法概念の実現——
消費者の自主管理的組織化は、生産、流通そして分配に対して重要な回帰的効果を

もつ消費における関係の調節の重要な条件である。それなしには、消費の行政的調節や消費または市場への企業による操作といった事態が不可避的に現われる。それ故、生産物の消費者としての、そしてサービス利用者としての勤労人民が、自主管理的に組織する権利を与えた連合労働法の諸規定が実現されることは不可欠なことであり、また連合労働の諸組織が、生産や商業、サービス活動において消費者の組織化の条件を作り出し、組織化を達成することに対して支持を行なうことが必要なのである。その点からすればスタグネーションは、勤労人民と市民の利益に反するものである。何故なら、その時、生産は生産物やサービスの規模や種類、品質や価格の面からみて、市場そして消費者の要求に合致しないものだからである。消費は社会的に組織された生産の真のモチーフであり、生産のみならず、その生産物の処理について経済的に動機づけられた生産者の最も重要な関心事でなければならない。それ故、消費者の地位の向上と社会的再生産全体におけるその憲法上の役割の保障を支持しなければならないのである。これが連合労働の基礎組織の労働者が何より自分たちの利益のために、最早放置してはならない大問題である。

——消費の社会化と社会的再生産の過程における消費者の参加——

消費者であり、かつサービスの利用者としての勤労人民の憲法上の地位と彼らの組織的活動形態の完全なかたちでの実現は、労働の場における労働者の分配への参加の効力の適度の安定化や居住の場におけるリアルな消費のための第一条件である。そして消費者としての勤労人民の憲法上の地位を実現するうえで、以下の前提が本質的に重要である。

- ①組織された消費者の個々の活動形態と、この課題に自ら寄与しうる全ての社会的および専門的勢力の間の組織された結合、統合的活動そして分業を実現すること。
- ②あらゆる形態において組織された消費者の活動にできるだけ幅広い市民層——消費者を参加させること、こうして消費者の「名において」フォーラム的な様式によって見解や決定を下すという事態を避けるために（代表制度における）代表母体の完全な影響を保証すること。
- ③OOURと組織された消費者の協力によって労働の場における自主管理と居住の場における自主管理を結合すること。
- ④生活水準に直接的な影響をもつ生産およびサービス活動の開発の見地から、コミュニケーション政策が生産者としての、そして消費者としての労働者の合意によって、そして社会・政治共同体の議会における代表者会議、とくにコミュニケーションにおける地域共同

体会議および連合労働会議の憲法上の役割の実現にそって実施されること。

- ⑤消費者に品質と経済性の点で秀れた生産物、サービスを提供し、社会主義自主管理の道徳と善良な職業習慣を忠実に守るOOURを世論に公表すること。
- ⑥以上の課題において、できる限り幅広く社会政治組織（とりわけ社会主義同盟、労組同盟、共産主義者同盟さらに経済会議所そして最終消費のための商品およびサービスの生産と流通の領域におけるOOURの全体的な連合）が参加すること。もし社会主義同盟や労組同盟、そして共産主義者同盟や会議所機構がこの社会的課題において飛躍的に活動を拡大させ決然としたものにすることがなければ、消費者の組織的活動における前進はありえないである。

III. 付 錄

社会活動「消費者と連合労働」の実行のための活動グループ。全国行動の集会「経済安定化と消費者の組織的活動に関する憲法理念の実現」結語

{ 1 ~ 20まで省略

21. 消費協同組合再建のためのイニシアティヴ。

消費組合の再建のためにユーゴスラヴィア協同組合連合が発揮したイニシアティヴは、消費者組織化のこのような形態の疑いのない必要や、かつて我々が持続していた積極的な経験に、そして同様に最近数十年間に到達した世界の消費組合の力強い発展にもとづくものである。憲法の指針と連合労働法の諸規定にもとづいて、このイニシアティヴは消費組合が、組織された消費者と流通組織の結合形態としてだけでなく、一部の商品流通については、流通機能の組織者や運営者となることを可能にする。とくに後者の活動は、市場の状況に対する組織消費者の直接的な影響を拡大するものである。それによって消費組合は流通のより一層の進歩へ、さらに商品やサービスの供給の増大やその基礎の上に市場、とりわけ農産物市場の安定化に寄与するであろう。

以上、全てに関して以下の処置をとることが有益であろう。

- ①消費組合の創設のために不可決な法律上あるいは組織上の措置を検討し、数ヶ所の重要な消費中心地において消費組合を実験的に導入するよう方向づけること。
- ②流通網の確立が非常に遅れているか、あるいは一切進んでいないような農村地域における消費組合の開発プログラムを準備すること。消費組合の創設は農協あるいは今後創設される協同組合の枠組のなかで促進されることが望ましい。
- ③かつて消費組合として創設された流通組織については、連合労働体制下のこれらの

組織内の労働者の方針に従いながら、これらの組織を再び消費組合組織として再組織しうる可能性を検討すること。

④農協およびその協力工場を、低価格で農産物の安定供給を確保する目的で消費組合と結合し、事業協力をを行ううえでの可能な形態を立案すること。これによって生産や流通の領域における協同組合組織は農産物市場の安定性に大きく貢献するであろう。

⑤サービス業や製造業、あるいは小工場や家内工芸の部面における購売組合組織のより広範な組織化のための措置をとること。これによって個人労働のこの領域において、協同組合組織を通してより安定した業務関係が想定され、サービスと製品の供給の拡大、さらに雇用機会の大幅な増大に寄与するであろう。また、組合組織は製品の社会的コントロールや保証を容易にし、問題によっては、その何らかの形式を代行するであろう。何故なら、これらの機能は購売組合を通して、そして組合機関によって果たされるであろうからである。

同様に消費組合を通して、最も単純なかたちで売り上げ収入への消費者の関与を図ることができるであろう。

22~33 省略

(抄訳 越村 勲)

あとがき

ユーゴスラヴィアの複雑な国情やその独特的な社会主義体制については、わが国においてもいろいろと紹介されている。しかし、その社会体制がいかに現実に機能し、従来の社会的慣習や組織がいかなる形で存続しているかという実情を知ることは容易ではない。筆者が東欧諸国を歴訪する中で、ペオグラードにも出向いて、地区共同体開発会議長と直接対談を試みたのもそのためである。

ユーゴスラヴィアの経済は、目下かってない危機的な状況にあり、自主管理体制についても当然ながらいろいろの点で再検討と改善の必要が生じていた。従来、生産的労働の組織の面に重点がおかれて、消費生活の面でのとり組みがおくれていたという反省に立って、新たに「消費者と連合労働」長期計画がつくられたのも、そのあらわれである。しかし、その計画は、当事者たちが認めているように、これから実行にうつされるための構想にすぎない。その意味で、計画の真偽の問われるのもこれからである。筆者の印象では、この計画について、彼らはきわめて楽天的である。

ユーゴスラヴィア問題の専門家ではない筆者にとって、専門家の助力はこのような

ささやかな報告の作成にとっても不可欠のものであった。ベオグラードでは、現地に長く滞在して日本とユーゴスラヴィアの文化交流に尽されている山崎洋氏のお世話になった。「消費者と連合運動」のプログラムの訳出には、ユーゴスラヴィア史の研究者、越村勲氏の労をわざらわした。また、岩田昌征氏にはベオグラード大学の経済専門家たちへの紹介の労をとっていただいた。日本生協連合会長中林貞男氏からは、前回と同様、協同組合関係者への紹介状をいただいた。これらの人々の好意と助力がなければ、このささやかな報告も生まれなかつたであろう。紙面を借りて、感謝を表明したい。

(いまい よしを 本学教授・経済学、社会思想史)